

違反行為の概要

処分等年月日	概 要
平成27年10月15日	<p>「人の運送をする内航不定期航路事業」使用船『第七久丸』の運航に関して、船舶検査証書に定められた旅客の最大搭載人員12人を超えた人数を乗船させて航行した船舶安全法違反の容疑により、平成27年8月16日、石巻海上保安署が検挙した。</p> <p>平成27年8月26日に特別監査を実施した結果、法令違反の事実を確認した。</p> <p>関係法令等の違反は輸送の安全確保をないがしろにする行為であり、再発防止を図るため、「輸送の安全確保に関する命令書」を交付した。</p>

平成27年10月15日

《問い合わせ先》
東北運輸局海上安全環境部
運航労務監理官 榎尾（かしお）、村山（むらやま）
TEL：022-791-7511

「阿部敏明」に対する輸送の安全確保に関する命令について

輸送の安全確保については、予てより注意喚起しているところであるが、平成27年8月16日正午頃、貴殿が操船する遊漁船兼交通船「第七久丸」が石巻市鮎川浜の観光棧橋付近の海上において、船舶検査証書に定められた最大搭載人員を超える旅客を同船に乗せて長渡港から鮎川港まで運航したことは、輸送の安全を阻害した行為で関係法令に違反しており、誠に遺憾である。

よって、本件事実を真摯に受け止め、猛省を促すとともに、海上運送法第19条第2項に基づき、下記の事項について命ずるものである。

記

平成27年8月16日、石巻市網地島島民を同市鮎川港まで旅客を運送する目的のため、11時40分頃から12時10分頃まで同島長渡港から鮎川港の間を船舶検査証書に定められた最大搭載人員を超える旅客を乗船させた状態で運航したことは、船舶安全法に違反しており、重大な違反であると認められる。

については、今後、輸送の安全確保のため、関係法令及び安全管理規程を遵守すること。